

農地法第3条許可申請提出書類一覧表

| 番号 | 添付 | 確認 | 書 類 | 備 考 |
|--|----|----|-------------------------|--|
| 必ず必要な書類 | | | | |
| 1 | | | 許可申請書 | 記載例を参照してください。 |
| 2 | | | 土地の登記事項証明書 (全部事項証明書) | (法務局で交付) |
| 3 | | | 公図の写し | 方位、縮尺を記載してください。 (法務局で交付) |
| 4 | | | 位置図 | 住宅地図、都市図等の写し 方位、縮尺を記載してください。 |
| 5 | | | 申請地利用状況写真 | 3～4枚程度、申請地の範囲を示し、撮影日を記載し番号等を付け、公図等に撮影方向を矢印で記入してください。 |
| 6 | | | 営農計画書 | 記載例を参照してください。 |
| 場合により必要となる書類 | | | | |
| 7 | | | 委任状 | 代理人が申請する場合に必要な 譲受人、譲渡人双方からの委任が必要になります。 申請書と同じ印を押印してください。 |
| 8 | | | 住民票等 | 譲渡人(貸人)の現住所が登記上の住所と異なる場合必要 登記上の住所から現住所までの異動が確認できる住民票、戸籍附票等 (区役所市民課、市民センター等で交付) |
| 9 | | | 相続関係が確認できる書類 | 相続登記が未了の場合必要 相続関係図、戸籍・除籍謄本、遺産分割協議書等 |
| 千葉県知事許可となる場合に必要となる書類(譲受人(借人)の住所が千葉市外の場合) | | | | |
| 10 | | | 農業経営の実態証明 | (住所地の農業委員会で交付) |
| 11 | | | 通作経路図 | 道路地図等で住所地から申請地までの経路を記載したもの |

裏面に続く

*書類は各1部提出をお願いします。

なお、千葉県知事許可となる場合は、各2部となります。

*証明書等は、3か月以内に発行の原本を提出してください。

なお、2部提出の場合は、1部はコピーで結構です。

*証明書等の原本の返還を希望される場合は、原本及びコピーを提出してください。
確認後に原本をお返しします。

*法人が申請する場合や、競（公）売・遺贈等による単独申請の場合は、上記に加え
他の書類が必要となりますので、農業委員会にお問い合わせください。

（農地審査係 電話 043-245-5767）